

# 「BMP研究会」会則

## 第1条（名称）

本会は「BMP研究会」と称する。

## 第2条（目的）

本会は、骨形成蛋白に関する基礎的ならびに臨床的研究の推進を図ることを目的とする。

## 第3条（事業）

本会は、BMP研究会（以下研究会と略す）を1年に1回定期的に開催する。なお、本研究会は研究発表と特別講演から構成され、研究発表はフランクなディスカッションの場とする。その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

## 第4条（会員構成）

本会は本会の目的、事業に賛同し、所定の手続きを行った個人（個人会員）および法人（法人会員）を以て構成する。

## 第5条（個人会員）

- 1．個人会員は、本会が主催する研究会に参加する際、所定の参加費を納めるものとする。
- 2．個人会員は、年会費を免除される。

## 第6条（法人会員）

- 1．法人会員は、所定の年会費を納めるものとする。
- 2．法人会員は、代表者1名を決め事務局に届け出るものとする。
- 3．法人会員である法人に所属する者は、本会が主催する研究会の参加費を免除される。この場合、参加者数に制限を設けない。

## 第7条（幹事会）

本会に幹事会を設置する。幹事会は本会の最高意志決定機関とする。幹事会は代表幹事及び幹事の役員を以て構成される。幹事会は研究会の期間中その他必要に応じて開催し、事業、会計、会則の改正その他事業の企画、運営に関する重要事項を審議し、決定する。

## 第8条（役員）

- 1．本会には、次の役員を置く。

代表幹事	1名
幹事	若干名
監事	2名
- 2．代表幹事は本会を総括する。
- 3．幹事は代表幹事を補佐し、本会の設立と運営に関わる。
- 4．監事は会計を監査する。

第9条（役員を選任および任期）

本会の役員は、幹事会において、役員相互により選出されるものとする。それらの任期は3年とする。再任を妨げない。

第10条（会計、会費）

本会の経費は年会費、研究会参加費、その他の収入を以て当てる。会計報告は監事の監査後、幹事会の承認を得る。会員は細則に定める年会費および研究会参加費を納める。会費は、主として本会の運営費に充当されるものとする。なお、年会費および研究会参加費の変更は、幹事会で議決する。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日より3月31日までの1カ年とする。

第12条（事務局）

事務局は幹事会の指示のもとに、会員への連絡、会員名簿および会費の管理、研究会の運営・管理等の諸事務を行う。なお、事務局の設置先の変更については幹事会にて討議する。

第13条（会則の改正）

本会の会則および細則の改正は、幹事会の承認に基づいて行われる。

第14条（会の存続）

本会の存続は、幹事会が3年後に討議する。

## 細 則

第 1 条 本会の運営に必要な事項は、この細則に定める。

第 2 条 細則の立案および修正は、幹事会が行う。

第 3 条 会則第 10 条に定める年会費、研究会参加費は次の通りとする。

1 . 年会費	個人会員	免除
	法人会員 ( 1 口 )	300,000 円
2 . 研究会参加費	個人会員	1,000 円
	法人会員	免除

第 4 条 本会は r h - B M P 2 研究会を引き継ぎ、平成 16 年度の研究会の名称を「第 11 回 B M P 研究会」とする。

第 5 条 平成 16 年度の会員名簿の作成にあたって、r h - B M P 2 研究会の会員に会員登録の意思を確認するものとする。また、研究会参加者は自動的に会員として登録されるものとする。新年度の会員登録については前年会員への当該年度の研究会参加の確認時に合わせて継続登録の意思確認を行う。

第 6 条 本会則は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。